

深川市農業委員会総会議事録
(第 9 回)

令和3年12月24日

開 会 1 5 時 0 0 分

閉 会 1 5 時 2 1 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知	○	
10	松浦明美	○	
11	山川功	○	
12	清水義博	○	
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志	○	
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁	○	
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

第9回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和3年12月24日（金）15時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 栗野良寛委員 外26名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・河崎主任 |
| 5 書記 | 佐藤主任 |

宮谷局長

開会宣言（15時00分）

それでは只今から、令和3年度第9回深川市農業委員会総会を開催いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

年末のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。12月1日の農業新聞に出ました、水田活用特別支払交付金が云々という話で、道新に出ていたのですが、北海道の農業関連団体が協議しておりまして、北海道全体としてどのような方針を取るかということについて協議が続いており、年明けまで協議が続くというところですので。あまり急いで協議をした結果、余計な問題がでていけないので慎重に協議をしているので、今後の展開については、もう少し待つてほしいとの各方面からの話でした。深川市の農業対策協議会としても、空知選出の国会議員の先生がたに対して、この件に関して問題提起をしようとして準備をしているところですので、お知らせをしておきます。

それでは、令和3年最後の総会に入りますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。9番 安居委員、10番 松浦委員を指名します。

菊入会長

次に日程第2、諸般報告（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を局長から報告願います。

宮谷局長

それでは私から、11月26日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について、ご配付の業務報告書をもって報告とさせていただきます。
以上でございます。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

（1）農民特別委員会開催結果報告を大川委員長より報告願います。

大川委員長

（資料に基づき説明）

菊入会長

説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。

（「なし」という声あり）

菊入会長

それでは質疑なし、ということですので報告のとおり承認します。

菊入会長

日程第4、報告に入ります。報告第1号 調整委員の指名について、事務局から説明願います。

河崎主任

農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は12件で、番号1番から4番が賃貸借に係

	<p>るあっせん申し出、番号5番以降が売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から8番が、令和3年12月1日、番号9番から12番が令和3年12月8日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。 （「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なしということで報告第1号を報告のとおり承認いたします。</p>
菊入会長	<p>報告第2号 新農業者年金特例付加年金裁定請求について、事務局から説明願います。</p>
後藤次長	<p>ご説明いたします。農業者年金基金施行規則第15条の規定に基づき、記載の方から特例付加年金の裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は2件です。受給権者の氏名、生年月日、基金への提出年月日、支給年月、農業廃止年月日等につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。 （「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なしということで報告第2号を報告のとおり承認いたします。</p>
菊入会長	<p>続いて報告第3号 現況証明書の交付について、事務局から説明願います。</p>
藤野係長	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をいたしましたのでご報告いたします。今月は6件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番から6番は、農業委員会内規2-(1)の公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合に基づき、番号3番を除き「田」、番号3番は「畑」として交付しております。なお番号2番から6番は、本年度の非農用地利活用促進事業の対象地となっており、残り3件につきましては来月の農業委員会総会におきまして報告予定です。 説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。 （「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なしということで報告第3号を報告のとおり承認いたします。</p>
菊入会長	<p>日程第5、議案に入ります。</p>
菊入会長	<p>議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>記載の方々から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は5件で、番号1番は、借主の経営合理化のための解約です。番号2番から5番は、貸主が売買するための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、番号1番と2番については令和3年12月</p>

	<p>1日、番号3番から5番は令和3年12月8日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号3番及び4番で清水義博委員の議事参与を制限します。それでは質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転に係るあっせん申出があったもののうち、同法16条第1項による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。今月は4件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この4件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買い入れる予定になっております。買入協議に係る農用地の所在、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、ご審議をお願いいたします。今月は61件で、番号1番から6番が売買の案件、番号7番から61番が賃貸借の案件です。番号1番及び6番は、貸付地及び残地を現在の受け手に処分するもので、資金対応はいずれもL資金です。番号2番及び3番は、貸付地をそのまま受け手に処分するもので、資金対応はいずれもL資金です。番号4番は、出し手の離れ地を経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号5番は、合意解約により返還された農地を経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号7番以降は賃貸借の案件です。番号7番及び8番は、出し手が老齢による経営縮小のため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は番号7番が10年間、8番が5年間です。番号9番及び10番は、出し手が老齢による経営移譲のため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも10年間です。番号11番は、期間満了により返還されていた農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。番号12番は、出し手が老齢による経営縮小のため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号1</p>

	<p>3から15番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間は5年間です。番号16番から61番は全て再設定の案件となっております。このうち番号45番は、再設定と併せて出し手の残地の貸し付けも行うものです。これら再設定の賃貸借期間等については議案に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、本議案中の番号6番で山崎委員、番号28番で中川委員、番号37番で宮武委員の議事参与を制限します。</p> <p>それでは質疑を受けます。</p> <p>（「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
後藤次長	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したものです。許可申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、運用通知第2の1の（1）のエの（ア）のbの（c）により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>（「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
後藤次長	<p>記載の法人より、農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いいたします。農地所有適格法人の報告につきましては、農地法第6条第1項において、農地所有適格法人は農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないこととされており、さらに農地法施行規則第58条第1項では、毎年事業年度の終了3ヵ月以内に農地又は採草放牧地の所在地を所管する農業委員会に提出しなければならないとし、農地法施行規則第58条第2項では、提出添付書類が定められております。また、農地所有適格法人の確認すべき要件として、「形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の5つの要件があり、農地法により定められた要件を満たすことが農地所有適格法人の絶</p>

	<p>対条件とされています。農業委員会では提出された報告書と添付書類により、要件を満たしているか把握し、要件が満たされていない法人に対しては、指導を行うことと定められております。報告のありました法人数は2件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら2法人については、いずれも要件の全てを満たすと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。それでは質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>以上で、議事は全て終わりましたので、令和3年度第9回深川市農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 15時21分)</p>